

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

令和六年五月三十日（木）午後二時三〇分から午後五時まで

二 場所

広島市中区加古町四番十七号
JMSアステールプラザ 中ホール

三 事案

広島圏都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更について（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載した書面を広島県知事（郵便番号七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号 広島県土木建築局都市計画課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

令和六年四月十六日（火）から令和六年五月二日（木）まで（郵送の場合は、令和六年五月二日（木）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、選定の結果を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

令和六年四月十六日（火）から令和六年五月二日（木）まで

2 閲覧場所

広島県土木建築局都市計画課、大竹市建設部都市計画課、廿日市市建設部都市計画課、広島市都市整備局都市計画課、府中町建設部都市整備課、海田町建設部まちデザイン課、熊野町建設農林部都市整備課、坂町建設部都市計画課、呉市都市部都市計画課

3 閲覧時間

閉庁日を除く平日の午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号
土木建築局都市計画課（電話（〇八二）五一三―四一一七（ダイヤルイン））

（別記）

広島圏都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更素案の概要

一 変更に係る面積

		区 分	面 積
変更前の市街化区域面積		市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	約二五、〇〇四ヘクタール
市街化区域から市街化調整区域に編入する区域の面積	逆線引きの取組	約二九・四ヘクタール	
	今後市街化の見込みがない箇所	約一・〇五ヘクタール	
変更後の市街化区域面積			約二四、九九三ヘクタール
特定保留面積			約一三二・三ヘクタール

二 主要な変更の内容

- 1 令和十二年を目標年次とする。
- 2 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域のうち、市街化区域の縁辺部で、住宅、店舗、工場等の都市的土地利用が行われていない区域について、市街化調整区域に編入する。
（逆線引きの取組）
- 3 計画的な市街地の整備が確実な区域を対象として、市街化調整区域から市街化区域に編入する。また、地理的条件などから計画的市街化の見込みのない区域は市街化区域から市街化調整区域に編入する。
- 4 計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない区域は特定保留区域に位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入する。